

ヨーロッパ会社における 会計基準の形成過程

保 永 昌 宏

目 次

1. はじめに
2. ECの機構とヨーロッパ会社法草案
3. 損益算定と評価原則
4. 連結計算書
5. おわりに

1. はじめに

1968年3月9日ヨーロッパ共同体理事会は、全加盟国の会社法統一に関する第1次指令を採択した。理事会はとりわけローマ条約第54条(3)(g)に特別の関心^(注1)を払った。同条は理事会および委員会に対して、第54条(1)および(2)にもとづく次の任務を遂行するよう規定している。すなわち、それら2つは加盟国によって会社に要求される保証条項を加盟国とその他の国々の利益を擁護するためおよび共同体の取扱いを同一にするために、必要な程度に調整しなければならない。

会社には、株式会社、株式合資会社、有限会社がある。株式会社と有限会社は、それぞれイギリスの公募有限責任会社 (public limited liability company) と私有限責任会社 (private limited liability company) に対応するが、大陸法に特有な無限責任社員と有限責任株主とから成る株式合資会社 (partnerships limited by shares) に相当するものはイギリスには存在しない。^(注2)

ヨーロッパ共同体委員会は、1976年4月までの間に、グループ計算書に関する国内法との調和に関する第7次指令案まで起草した。すでに1970年6月にはEEC域内において設立することを想定したところのヨーロッパ会社（Societas Europea—略称“S・E”）の組織と運営などに関する諸規定を全14編にわたって起草したヨーロッパ会社法草案がある。^(注3)その構成は次の通りである。

第1編 一般規定

第2編 設立

第3編 資本—株式および株主権—社債

第4編 機関

第5編 ヨーロッパ会社における労働者代表

第6編 年次計算

第7編 企業集団

第8編 定款の変更

第9編 解散、清算、破産およびそれに類する手続

第10編 組織変更

第11編 合併

第12編 租税

第13編 違反

第14編 終結規定

全体で14編、284条から成っているが、本稿では、第6編の年次計算規定を扱った第148条から第222条にかかわりのある事項だけに限定して考察する。また1975年4月30日ルクセンブルクで開催された会議において、修正されたヨーロッパ会社法修正案も考慮に入れながら、S・Eの設立を想定しながら、そこにおける会計の基本原理やヨーロッパ委員会の発する指令とりわけ第4次指令の会計思想や会計規定、評価原則、などの問題がいかに調和化し統一化していくかを検討することにしたい。

〔注〕

- (1) ヨーロッパ条約第54条(3)(g)は、加盟諸国の利害の平等性を保障することを目的として域内の会社の株主、社員、第三者（債権者・従業員）の利益を保護すべく会社規定の調整を義務づけている。
- (2) A. T. McLean, (ed), *Business & Accounting in Europe*, Saxon House/Lexington Books, 1973. A. T. マクリーン編著・名東孝二監訳「ECにおける企業と会計」日本生産性本部、昭和51年、pp. 2~4 参照。
- (3) European Communities, *Proposal for a Council regulation on the Statute for European companies*, Bulletin of the European Communities, Supplement 4/75. 森川八洲男稿「ヨーロッパ株式会社法草案」の計算規定について、「会計」第104巻第3号~第6号参照。

2. ECの機構とヨーロッパ会社法草案

ヨーロッパ共同体は、1973年1月1日にイギリス、アイルランド、デンマークを迎えて9か国加盟のECとして拡大発足した。今日のECに発展するに至るまでには、かなりの糾余曲折を経たが、ここではそれらに言及する紙幅の余裕はないが、オーストリアの貴族を父に日本人を母に持つクーデンホーフカレルギー伯のパン・ヨーロッパ運動のような永年の努力に負うところがきわめて大きいということを忘れてはならない。^(注1)

ヨーロッパ共同体は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC, 1952年設立)、ヨーロッパ経済共同体(EEC, 1958年設立)およびヨーロッパ原子力共同体(EURATOM, 1958年設立)の三共同体から成っており、ヨーロッパ議会(The European Parliament), 閣僚理事会(The Council of Ministers), 委員会(The Commission), ヨーロッパ裁判所(The Court of Justice)の4機関を構成している。

ヨーロッパ議会は、フランス、ドイツ、イタリア、イギリスの4大国がそれぞれ36議席、ベルギー、オランダが各14議席、デンマーク、アイルランドが各10議席、ルクセンブルクが6議席を占め9か国合わせると198議席となる。議員は、9か国の国会で各国の国会議員から指名されている。

閣僚理事会は、9か国政府から通常各1名の閣僚が派遣されるが2名以上の場合もありうる。理事会を構成する閣僚は、審議事項によって異なる場合もあり、たとえば、農業、運輸、金融、産業などの問題を審議する場合には、それぞれの所管大臣が出席することがある。一般的には、外務大臣は、各国の主要

な代表とみなされているので、所管大臣といっしょに出席することもある。理事会において、決定事項が多数決で票決される場合には、4大国は各10票、ベルギー、オランダは各5票、アイルランド、デンマークは各3票、ルクセンブルクは2票を割り当てられる。総票数58票に対して採決にあたっては、特定多数決により採択すべき提案に対しては、41票の賛成が、また委員会の提案に基づかず理事会が審議または採択する場合には、少なくとも6か国による賛成票を含む41票が必要である。理事会は、常駐代表委員会 (The Committee of Permanent Representatives) と各種の専門家グループにより補佐されている。

委員会は、構成国政府の合意に基づき指名される13名の委員より構成される。委員は、その任期中、各構成国政府ならびに理事会から完全に独立して行動しなければならない。委員会は、決定 (decision), 勧告 (recommendation), 意見 (opinion) を発することができる。委員会は、共同体条約の諸規定、諸機関の決定事項の適切な執行ならびに相互信頼の雰囲気の存在を配慮することになっており、いわば条約の番人の役割を果すことを期待されている。さらに委員会は、共同体の執行機関でもあり共同体条約により直接広範囲な執行権限を認められている。諸機関が円滑に機能するため各種運営評議会が開かれるが、その中心となるものは経済社会評議会と諮問評議会である。結局、委員会は、共同体政策の発議者であり、共同体利益の代弁者であり、しかも共同体政策が一貫性をなすよう注意する責任がある。また理事会との間で対話が円滑に進められることが必要であり、理事会によっていかなる委員の罷免もできないことになっている。

最後に、ヨーロッパ裁判所であるが、各構成国政府の同意に基づき6か年の任期で任命される9名の裁判官で構成される。裁判所は、条約の執行のためにとられる行為が法規に従うよう留意し、任務の履行について4名の検察官の補佐を受ける。^(注2)

ヨーロッパ共同体機構の概略を述べたが、ECは、やがてヨーロッパ統合という将来の発展の核心に生き続けることを期待しているものと思われる。

ヨーロッパ会社法の制定を考慮するに際して、各国の会社法は、概ね次のよ

うに大別することができよう。

(1) コモン・ロー諸国

連合王国、イングランド（ウェールズを含む）、北アイルランドは、共にコモン・ロー諸国であるが、スコットランドは、イギリス法に大きな影響を受けているが、成文化されない民法典である。近代イギリス会社法の主眼点は、ディスクロージャーの義務を課していることである。それは公（募）会社、私会社とも会社計算書を公表しなければならないことである。アイルランド共和国は、その他のコモン・ロー国である。イギリスを模範にした独自の会社法を制定してはいるが、ディスクロージャーの考えは採用されていない。

(2) ラテン諸国

フランスは、ナポレオン法典以来、このグループのリーダーである。フランス民法典（1804年）および商法典（1807年）は、ベルギーおよびルクセンブルクに導入され1810年にはオランダにも採用された。その後、フランス民法典と商法典は、ベルギーとルクセンブルクで存続していたが、1938年オランダにおいて改正された。会社法を含んでいる新民法典の内容は、オランダ議会で制定されたが、親族法に関する第1編のみがいまだに有効である。さらにフランス民法典は、1865年のイタリア民法典および1889年のスペイン民法典に大きな影響を与えた。また、同様に、フランス商法典は、1829年スペイン商法典（1885年改正）および1865年のイタリア法典（1882年改正）に影響した。しかるに、1889年スペイン民法典および1885年商法典は、いまだに有効であり、イタリアは、1942年に新民法典を制定した。それは、前の民法典および商法典にとって代った。イタリア民法典は、スイス法典の恩恵を受けているとはいえ、まだドイツ法よりもフランス法により近いのである。フランスは、現在、1966年法と1967年指令を含む近代会社法をもっている。この両者は、常習的に生ずる問題の改正が加えられてきた。

(3) ゲルマン諸国

現行ドイツ民法典は、1896年に、商法典は1897年に制定された。両法とともに1900年1月1日付で施行された（フランス法典後およそ一世紀）。現行商法典の前

のものは、1861年に完成した。それは1869年に北ドイツ連邦と1871年にドイツ帝国の法律となった。また1807年のフランス商法典を模範とした（フランス民法典は、1900年までそのままドイツの一部——ラインランドとバーデン——で効力があった）。初期ドイツ法典は、1862年にオーストリアに導入されて、現行ドイツ商法典に代わった1938年まで有効であった。それは1865年にリヒテンシュタインに導入され、その規定の多くはいまだに有効である。ドイツの会社法規定は、商法典以外にも法令がみられる。スイスは、イタリアのように商法典はない。しかしながら、イタリアとは大いに違って、会社法規定は民法典のなかにみられないが、連邦法の債務のなかにある。

(4) スカンディナビア諸国

1963年のギング・クリスチャン5世のデンマーク法典と1734年のスウェーデン法典は、ラテン諸国やゲルマン諸国よりも早く成文化した。デンマークは、EC加盟以来1973年の2つの制定法により私会社と公（募）会社が導入されたが、スウェーデンはアメリカ（いくつかの州では会社法のなかに閉鎖会社に関する規定を含んでいるものがあっても）と共に株式会社形態一つだけを探る唯一の国である。

1957年のローマ条約は、6か国（ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグおよびオランダ）の共同市場を設立した：共同体は、1973年にデンマーク、アイルランドおよびイギリスの加盟により拡大した。条約は加盟国の国内法の接近に役立つが、その程度は共同市場に適切に機能することを要求している。

加盟諸国内の会社法を調和するためには3つの方法がある。第1は協定によるものである。第2の方法は指令（ローマ条約第54条(3)(g)）によるもので、加盟諸国の国内法を改正することにより効果が上るよう加盟諸国に責任を課すものである。調和は指令によって達成されるが統一はそうではない。第3の方法は規定によるもので、それは加盟国のすべてに直接適用される。指令に比べて、これは国自身による別々の履行を必要としない。条約は、会社法を調和ないし統一するために規定の刊行を直接には認めていない。
(注3)

これまでのところ会社法に関する第1次指令だけが、加盟9か国のすべてで実施され履行されている。他の6つの指令は、公表されたがいまだに指令案の形式である。第2次指令案は、会社設立と資本維持である（1970年）。第3次指令案は、国内合併に関するものである（1970年）。第4次指令案は、年次計算書を扱っており（1971年）、第5次指令案は、会社の構成と経営管理に関するものである。第6次指令案は、有価証券の正式の株式取引相場を認めることに関するもので、第7次指令案は、グループ（コンツェルン）計算書に関する国内法の調和に関するものである。これまでに公表された指令案で扱われている主題は、上記の通りだが、ここではそのすべてにわたって言及する紙幅はないので、すでに公表されているヨーロッパ会社法草案との関連で、第4次指令案と1976年4月28日付で発せられた第7次指令案についてだけ概説するにとどめた。

〔注〕

- (1) 鹿島平和研究所編「第1回鹿島平和賞授賞の記録」受賞者クーデンホーフ伯、鹿島研究所出版会、昭和43年、参照。
- (2) エミール・ノエル著、南義清訳「欧州共同体の機構」駐日欧州共同体委員会代表部刊参照。
- (3) S. N. Frommel and J. H. Thompson, (ed), Company Law in Europe, Kluwer-Harrap Handbooks London, 1975, pp. 8~15参照。

3. 損益算定と評価原則

ヨーロッパ会社法草案は、第4次指令案と密接なかかわりあいを持っている。^(注1) ヨーロッパ会社（S・E）における年次計算書の構成は、貸借対照表、損益計算書および附属説明書から成っている。年次計算書は、会社の財政状態および経営成績をできる限り真実かつ公正に表示しなければならない（銀行と保険会社はS・E会計規定の適用範囲外）。さて、表示上で注目すべきことは、損益計算書において期間中の費用総額を種類毎に分類し、それに応じて売上を表示し、さらに、期間中に生産されて期末残となった商品および用役をそれに対応する期首棚卸高で調整した金額で表示するものである。もう一つの方法は、費

用をそれが生じた営業毎に分類し、売上原価をそれに対応する売上高に関連づけるものである。また、草案は、資産の減価償却に関して、すべての評価損を減価償却費に含めるよう規定している点にも注目したい。さらに、価値修正額に関して、価値修正額とは、未だ決定的に発生したものではないが慎重に評価することによって発生すると見込まれる資産評価損に対する修正項目であると柔軟な姿勢をみせている。また草案では、評価規定を重要問題と考えており会社は、歴史的原価主義と取替原価主義のどちらかを採る選択権を有するとしている。取替原価主義を採用している場合には、歴史的原価と評価額との差額を再評価積立金に振替えなければならない。再評価積立金は、取替原価が下落または会社が生産活動を縮小したとき、資産の再調達目的に必要とされなくなった金額だけが取り崩しを認められる。再評価差額は、損益計算書に区分して表示しなければならないし、減価償却費および価値修正額は、毎年当該期間の取替原価にもとづき計算しなければならない。^(注2) 取替原価主義の選択権を考慮し、価値修正額の算定を行う会計思考は、保守主義を重視する伝統的会計学を一步抜き出たものと評価できるだろう。換言すれば、時価主義思考が不完全ではあるが草案にもらえたことは、アムステルダム大学の経営経済学教授であったリンパーク博士 (Dr. Theodore Limperg) の思想を実務に採用し、取替価値会計 (replacement value accounting) という独自の会計理論を実践しているオランダの影響があったものと思われる。^(注3)

会計は、元来、相互に影響し合いながらも各国の慣習、伝統、実務上の必要性ないしは法規定のもとで発展してきているので、EC加盟国における会計思想や会計実務あるいは法規定には、かなりの相違がみられる。しかしEC加盟国においては、その相違ができる限り調整し調和化をはからうとしている。財務報告書を調和化する理由としては、第4次指令案の説明書に詳述されている。すなわち、現時点では、会社の年次計算書の構造と内容のいずれにも適用される法律上の要件に関して、加盟国によってかなりの相違がある。会社が提供しなければならない詳細は、国によって質的にも量的にも明らかに異なっている。共同市場という考え方では、同一の法律形態をもつすべての会社が、共同

体において同一の法律条件におかれるということを意味している。一般に、投資家や取引先および債権者などは、その会社の資産、財政状態ならびに経営成績に関する十分かつ比較可能な情報を入手し得るということに最大の関心をもっている。現在、各加盟国で設立された会社に関する年次計算書は、比較できないが、それは一つには、貸借対照表および損益計算書の項目が、各加盟諸国で使用している用語とかなり異なっているからである。ほとんどの場合、貸借対照表の読者層は、自国で使われている計算構造と用語に対しては相當に精通しているが、他の加盟国における会社の年次計算書を分析することができない。^(注4) 上述のような状況は、財務諸表のディスクロージャーに関してはまるでない。一般的に言って、ヨーロッパ諸国の中では、ディスクロージャーに関してはイギリスは進んでいるようであるが、次の2つの例外を別にすれば、第4次指令案の要件はイギリスの現行実務とかなり一致している。第一の例外は、この指令は単独の会社に適用されるのであって、企業集団に適用されるのではないことである。連結財務諸表は、後の指令（第7次指令案）で扱われるが、連結会計を別に扱うことは不十分であり、やはり、E E C諸国のほとんどで連結会計が未発達の状態であることを反映していること。第二の例外は、第4次指令案の財務資料の公開要求が会社の規模によって異なる点である。すなわち、小規模私会社（資産総額が10万ユニット・オブ・アカウント——以下(U/A)^(注5)と略称する——を超える、純売上高が20万(U/A)を超える、一会计期間中の平均労働力が20人を超えないもの）と中規模会社（公（募）会社でも私会社でもよい資産総額が100万(U/A)を超えないもので、純売上高が200万(U/A)を超える、平均労働力が100人を超えないもの）、そしてその他すべての商工業会社（銀行および保険会社は適用範囲外）は、大規模会社である。

小規模私会社は、損益計算書を公表することをまったく必要とせず、要約形式の貸借対照表だけでよい。

中規模会社は、加盟国が望むならば損益計算書に関する開示規定のいくつかが免除される。

大規模会社は、指令のすべての要求に従うことになる。^(注6)

これらの会社の監査に関しては、一応3つの会社形態のすべての年次計算書は、監査されなければならないが、加盟諸国が望むならば小規模私会社は免除される（指令案第44条～第49条）。

ヨーロッパ会社法草案第207条の規定によれば、監査人が監査を完了し、年次計算書に関してまったく異議がない場合には、年次計算書は無限定で証明されるとなっている。さらに、第208条との関連で、監査人は、自己の義務を果たす際に気付いたいとなる問題も報告しなければならない。それはまた会社の存続を危うくするか、発展に重大な影響を及ぼすか、あるいは、この法令のあらゆる規定または会社法に定められた計算書の作成以外の領域における取締役会の重大な違反を示すようなあらゆる問題も報告しなければならない。^(注7)

また草案第213条では、年度決算書および状況報告書（前営業年度における営業経過および会社の状況を記載——(a)当該営業年度の締切後に発生した特別重要事件、(b)S・Eの予測される発展、(c)計画投資、その規模およびそれに関する予測される必要費用）は、取締役会および監査役会により共同の会議において、特別の表決をもって確定される。監査役議長の要請により、決算監査人は、年度決算書および状況報告書の確定が行なわれる監査役会会議に審議権をもって出席する。さらに、第217条では、取締役会および監査役会が年度決算書を確定したときは、彼らは年度利益の $\frac{1}{2}$ を積立金として処分充當することができる。^(注8)上記のように年度決算書および状況報告書は、取締役会と監査役会の共同審議により確定され、さらに年度利益処分に関しても最高限度利益の $\frac{1}{2}$ までを優先的に積立金に充當できることなどは注目に値する。

〔注〕

- (1) 西独のW.エルメンドルフ博士が委員長をつとめる研究グループが、1969年に財務諸表に関する諸問題について、指令案を作成公表した。この草案にもとづいて提案されたのが第4次指令であり、またヨーロッパ会社の会計規定としての法案である。A.T.マクリーン編著、名東孝二監訳「ECにおける企業と会計」日本生産性本部、昭和51年、p.67参照。
- (2) A.T.マクリーン編著、前掲書 pp.19～22参照。
- (3) 拙稿「多国籍企業における会計の一典型」—オランダ会計理論の本質—城西経済学会誌、第9卷、第2号、参照。

- (4) A. T. マクリーン編著, 前掲書 pp. 67~68 参照。
- (5) Unit of Account (U/A) は, 通貨ではなく価値尺度であり, 純金0.88867088グラムの金価値を有し, かつてのヨーロッパ経済同盟の17か国通貨と従来通りの関係を保っている。1973年1月1日から(U/A)は, 加盟9か国からなる拡大EC共同体の通貨に一定比率で結びつけられている。(U/A)の複雑な性格は, 現実の通貨との関係にあり, また国際的な通貨不安定時におけるボンド発行のフローティングにそれを使用することから生ずる。ボンド発行にそれを使用する目的は, 平価切り上げにともなって利益をうける場合があるとはいえ, 平価切り下げによる損失から投資家を保護することにある。一般的にいって, (U/A)はアメリカ・ドルと同一とみなすことができ, さらにEC共同体の会計単位でもある。A. T. マクリーン編著, 前掲書 p. 205およびエミール・ノエル著「欧州共同体の機構」p. 8 参照。
- (6) A. T. マクリーン編著, 前掲書 pp. 68~69 参照。
- (7) " p. 74.
- (8) European Communities, Proposal for a Council regulation on the Statute for European companies, Bulletin of the European Communities, Supplement 4/75. 森川八洲男稿「ヨーロッパ株式会社法草案」の計算規定について, 「会計」¹第104巻第6号参照。

4. 連結計算書

次に会社法草案は, 連結会計について第196条から第202条にわたって規定している。S・Eがコンツェルンの支配会社であるときには, コンツェルン貸借対照表およびコンツェルン損益計算書を付属説明書(以上をコンツェルン決算書と呼ぶ)ならびにコンツェルン状況報告書とともに作成しなければならない。S・Eが年度決算日に作成すべきコンツェルン報告書には, コンツェルンに所属するすべての企業が収容されるべきである。また, S・Eがコンツェルンの従属会社である場合および他のコンツェルン企業の援助により支配される場合には, 部分コンツェルン決算書および部分コンツェルン状況報告書を作成しなければならない(第196条)。コンツェルン企業の年度決算書は, その収容によりコンツェルンの財産, 金融および収益状況が害されるときには, コンツェルン決算書に収容されるべきではない。さらに, コンツェルン企業の重要性が些少のため, それによりコンツェルンの財産, 金融および収益状況の表示が害されないときには, コンツェルン企業の決算書をコンツェルン決算書に収容しないことが合目的であり, かつまた加盟国における慣行にも一致するように思われる^(注1)。連結会計を行なうに際して, 最も基本的事項と思われる事項

を扱ったものだけを記した。第7次指令案は、先に公表された第4次指令案が連結財務諸表問題を扱っていないところから提出されたものである。

第7次指令案も会社計算規定に関する調和化計画の枠内で、ローマ条約第54条(3)(g)にもとづいて提案されていることは言うまでもない。その構成は、前文と全体を7章に全27条から成り、各条文毎に詳細な解説が付けられている。これらの要点だけを述べることにしたい。

(1) 統一方針に関する比較可能な情報を作成すること。

これは、株主、従業員および第三者を保護するために最小限度の情報を提供するために統一方針に関する比較可能な情報を作成して公表することである。調和化のプロセスは、ヨーロッパ資本市場の活動に対する有利な条件を創造することと、最終的には、共同体内の会社の競争条件をさまざまな法的 requirement がそこねることを妨ぐことをいっそう容易にすることが必要である。

(2) 多国籍企業

グループ計算書に関する法の調和は、多国籍企業についてもさまざまなレベルで実行されている現在の作業に積極的な貢献となるだろう。この調和のプロセスを通じて、共同体にある登録された事務所を有する多国籍企業は、世界中にある子会社のすべてについてグループ計算書を公表しなければならないし、グループ内の相互関係および諸活動を明らかにしなければならない。加うるに、登録された事務所が共同体の外にある多国籍企業は、共同体に設立された企業が実行する諸活動についてと同じ規則に従わなければならない。

(3) グループの定義

必要とする連結の範囲を決定するために、企業集団の定義づけを行うのが最初である。グループは二段階に定義される。第一は、会社は他の会社を支配していかなければならぬ。第二は、この潜在的支配は、実務においてその効果を発揮しなければならぬ。関係会社は、中央の基準と統一の基準で管理される。この定義の長所は、たとえば過半数所有であっても、たんなる短期投資である企業資本の所有は自動的に除外されることである。また、その資本の少数所有により他によって支配されている企業の状態も含んでいる。

(4) 連結は世界的でなければならない。

登録された事務所がどこに在るかにかかわりなく、グループに所属する企業すべての年次計算書は、連結しなければならない。グループ企業は、重要性が非常に小さい以外には連結計算書から除外されないだろう。单一企業に支配されている普通のグループとしての垂直的グループと2つまたはそれ以上のグループの頂上会社によって中央および統一管理が行なわれる水平的グループの両方に当てはまる。連結計算書は、種々の企業を含んでいる共同体内の従属グループについても作成しなければならない。これは共同体外にあり、かつグループ計算書を公表していないグループの頂上会社には特に重要である。

(5) 真実かつ公正な表示

グループ計算書は、グループ連結貸借対照表、グループ損益計算書および計算書付属書から成っている。それらはグループの資産、負債、財政状態および経営成果の真実かつ公正な表示を提供しなければならない。連結の中に含まれる企業の年次計算書は、連結計算書が同一期間に属するものであり、かつ比較可能な会計項目を含んでいるので、同一日付で作成しなければならない。

(6) 同一評価方法

グループ計算書に加えられた項目は、異質の比較や役に立たない比較である価格で連結されるのを妨ぐために、同一方法を用いて評価しなければならない。実務上の困難は、例外事例の中に生ずるので、ある程度は弾力的にこれらの原則を適用することが考慮されている。指令案に規定されている評価方法の目的は、所有に関するいっそう実際的価格を設定することである。最後に、確かに重要な情報は、主にそのグループの構成内容を開示することならびに、グループ企業の同一性とその相互関係をグループ計算書の付属書に表示すべきこと^(注2)を要求している。

第7次指令案における連結財務諸表に関しては、個々の処理方法や手続よりも委員会の会計思想ともいべき事柄について概説を試みた。これは、先述したE C会社法草案との相互関係を比較検討することで興味深いものと思われる。

〔注〕

- (1) European Communities, Proposal for a Council regulation on the Statute for European companies, Bulletin of the European Communities, Supplement 4/75, 森川八洲男稿「ヨーロッパ株式会社法草案」の計算規定について、「会計」第104巻第5号参照。
- (3) Proposal for a Seventh Directive pursuant to Article 54 (3) (g) of the EEC Treaty concerning group accounts, Brussels, 28 April 1976.
Information, Harmonization of National Law Concerning Group Accounts, (The Seventh directive in the harmonization programme on company Law) Brussel, April 1976.

5. おわりに

人々、共同体加盟国の企業は、それぞれ自国の法律によって設立されているが、企業活動は、しばしば法の枠を超えることがあり、国内市場から共同市場へさらに世界市場へと活動範囲を拡大する。また複数国の出資による多国籍企業の設立、異国間の企業合併や資産の移転などが現実の問題として生じるようになってきた。しかしながら、EC加盟国間の会社法には、かなりの相違が存在するので、一加盟国で設立された企業は、他の加盟国の法規定では認められない場合が多い。このような障壁を取り除き、ヨーロッパ企業の相互交流、資本、労働などのいっそうの連帯を深め、経済上の基盤を強め統一化を推進しようというのが統一会社法制定の出発点である。このような認識のもとに、EC委員会は、オランダのサンダース教授に委嘱して、1966年12月にヨーロッパ会社法草案を起草した。そして1970年3月には、第2次草案が発表され、さらにEC委員会は、1975年4月30日付でヨーロッパ会社法修正案を認めた。^(注1)

EC経済社会評議会は、1972年9月22日にヨーロッパ会社法草案に関する公式見解を表明したが、その中で労働者の経営参加問題について、原則的には賛成の態度を表明し、労働者が共同して利益を守る可能性を与える、その代り労働者の有効な共同責任を負わせることが適当であるとした。ヨーロッパ会社法草案において、最も対立点と考えられているのが労働者の経営参加問題であるところから、この見解は注目に値するといえよう。経営参加問題は、わが国の労使関係の将来という観点からも別の機会に検討してみたいと思う。

EC経済社会評議会が先に公式見解を表明したが、それはヨーロッパ会社法草案の重要性に関して次の点を強調したものと思われる。

(1) ヨーロッパ統合との関連

ヨーロッパ会社法を制定することにより法規制にかかる障害を除去し、ヨーロッパ企業相互の渗透、労働条件の接近にともなう労働者の連帯性などによって統一に寄与する。

(2) ヨーロッパ企業の競争力との関連

各国レベルでの革新と拡張の可能性は、既に十分検討しつくされ、独禁政策との関連において限界点に達している。企業集中、規模、金融、生産要素ならびに経営の意思決定センターなどに関連して、ヨーロッパ企業が直面している問題は、ヨーロッパ会社法の法的枠組のなかにおいて解決することがより容易となるだろう。^(注2) ECというブロックにおける企業会計上の諸問題を概観してきたが、世界はあらゆる面で国際化が進展してきている事を考慮すると、わが国企業にとってもきわめて興味深い問題であると言えよう。

〔注〕

- (1) 「ヨーロッパ会社法修正案」 A. T. マクリーン編著、名東孝二監訳、前掲書、付録、pp. 38～45参照。
 - (2) 堀江薰雄編、拡大EC経済調査団報告「日本からみた欧州共同体」時事通信社、昭和45年、第5章参照。
- European Communities, Employee participation and company structure in the European Communities, Bulletin of the European Communities, Supplement 8/75 参照。